

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリント宣言
登録・公開規程

制定：平成26年1月31日

文書管理番号：CR-10-01

一般社団法人産業環境管理協会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）における、カーボンフットプリント（以下「CFP」という。）宣言の登録・公開並びに CFP マークの使用許諾について定めるものである。なお、CFP 宣言とは、CFP 算定結果に基づいて開示される、CFP マーク（登録商標第 5513064 号）、数値表示、追加情報および CFP ウェブサイト掲載の登録情報をいう。

(CFP 宣言の登録と CFP マーク使用の許諾要件)

第2条 CFP宣言を行う事業者は、予めCFPプログラムの登録レビューアが実施するCFP検証に合格するか、該当製品のシステム認証審査合格事業者においては、既に内部検証を完了していなければならない。

なお、エコリーフプログラムによる算定結果を用いてCFP宣言を行う場合は、エコリーフプログラムで定める個別検証の合格もしくはシステム認証による内部検証を完了していなければならない。

- ② 1項の条件を満たす事業者は、登録・公開手続きを行い、協会が管理するCFPウェブサイトへの情報等の登録・公開を行う。
- ③ 1項の条件を満たす事業者は、協会とのマーク使用許諾契約締結を行うことにより、CFPマークの使用が可能となる。
- ④ 事業者は、2項および3項を完了することにより、CFP宣言を行うことができる。
- ⑤ CFP宣言の登録・公開は製品ごとに行い、CFPマーク使用許諾契約は企業単位で行うものとする。
- ⑥ 事業者がCFP宣言によるコミュニケーションを行う場合、CFPマークの使用を伴うことを基本とする。

(CFP 宣言の方法に関する要求事項)

第3条 CFP宣言の方法に関する要求事項については、「カーボンフットプリント宣言の方法に関する要求事項」に定める。

(CFP 宣言登録・公開およびマーク使用許諾契約手順)

第4条 CFP宣言登録・公開およびマーク使用許諾契約の手順は、「カーボンフットプリント宣言登録・公開手順」に定める。

(CFP 宣言の登録・公開内容)

第5条 CFPウェブサイトに登録・公開される内容は以下の事項を含むこととする。

- ・登録情報
- ・登録番号
- ・公開日

(登録・公開内容に関する問合せ対応)

第6条 CFP宣言に関する一切の問い合わせへの対応は、原則、事業者において行うものとする。

(CFP宣言の登録・公開およびマーク使用許諾の有効期限と更新)

第7条 登録・公開の有効期限は初期登録から該当年末(12月末まで最長1年)とし、延長する場合は1年ごとに更新するものとする。

- ② CFPマークの使用期限、および、更新による延長は登録・公開と同様とする。
- ③ 登録・公開の有効期限の延長は、CFP検証の有効期限内に限る。
- ④ 登録・公開の更新が行われない場合、当該CFPにかかる検証は失効となる。

(登録・公開されたCFP宣言の変更)

第8条 登録・公開事業者は、登録・公開内容に大きな変更があった場合は、有効期限に関わらず、変更案を作成し、理由とともに事務局に申請しなければならない。

- ② 変更後のCFP宣言の登録・公開有効期間は、変更前の期間と同じとする。

(CFP宣言の登録・公開の取下げ)

第9条 CFP宣言の登録・公開の取下げを希望する登録・公開事業者は、理由とともに事務局に申請する。

(協会によるCFP宣言内容の変更要求)

第10条 協会がCFP宣言内容の変更が必要であると判断したときは、その旨を提言し、登録・公開事業者に対し登録・公開内容の変更を求めることができる。

- ② CFP宣言内容が変更されたときは、CFPウェブサイト等を通じて公開されるものとする。

(登録・公開の取り消し等)

第11条 協会は、次のいずれかの事由によりCFP宣言の登録とCFPマークの使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 申請者から登録・公開の撤回の申し出があった場合。
 - (2) 登録公開内容にCFPプログラムの趣旨に適さない事実があることが判明した場合。
 - 例：(i) 関連規程との不整合
 - (ii) 「CFP宣言の方法に関する要求事項」に著しく違反
 - (iii) 紛らわしい表現や表示が有る場合
 - (iv) 許諾対象外の製品に使用した場合
 - (3) CFP宣言の登録・公開料等が未払いで、且つ、再請求後も3か月以上支払われない場合。
- ② 上記の違反内容や対応が著しく不適な場合は、協会は、現状確認のための現場視察や、違反者名の公開を行うことができる。

(異議申し立て)

第12条 第10条、第11条によるCFP宣言の登録・公開の変更要求および取り消し通告に対する異議申し立ては、CFPプログラムで定める「異議・苦情・紛争処理規程」に従うものとする。

(取り消し後の処置)

第13条 第11条によりCFP宣言の登録を取り消された登録・公開事業者は、取り消し確定以降、当該CFP宣言を行ってはならない。

- ② 当該申請者は、取り消されたCFPマークの回収あるいは新規配布停止等の適切な措置を講じなければならない。

附則

本規程は平成24年12月2日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成26年1月31日	-	制定。 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、新規文書管理番号（CR-10-01）で制定。 基本文書の改訂に併せ、エコリーフプログラムによる算定結果のCFPプログラムでの登録・公開について追記。